

扶養手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年6月10日学長裁定)

扶養手当細則の一部を改正する細則

扶養手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第3条 給与規程第20条第4項の規定による届出は、扶養親族届（別紙様式1）により行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>別紙様式1（第3条関係）</u></p> <p>別紙様式2（第4条第2項関係） (略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>業務の効率化を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第3条 給与規程第20条第4項の規定による届出は、扶養親族届（別紙様式1）により行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>別紙様式1（第3条関係）</u></p> <p>別紙様式2（第4条第2項関係） (略)</p>

扶養親族届(新)

((削除) 年 月 日提出)

旭川医科大学長 殿	所 属			
	職 名		氏 名	署名又は記名押印

給与規程第20条第4項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付すこと)

1 新たに職員となった。

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を越えた者を除く。)

届出の理由1~3に該当する場合の記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		

(注) 1. 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
 2. 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
 3. 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
 4. 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考 (上記扶養親族を共同して扶養している者がいる場合、配偶者が本学職員であって別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。)

	取 扱 者 認 印				

扶養親族届(旧)

(平成 年 月 日提出)

旭川医科大学長 殿	所 属			
	職 名		氏 名	印

給与規程第20条第4項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付すこと)

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を越えた者を除く。)

届出の理由1~3に該当する場合の記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

- (注)
1. 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
 2. 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
 3. 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
 4. 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考 (上記扶養親族を共同して扶養している者がいる場合、配偶者が本学職員であって別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。)

	取扱者 認 印				